

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間を償還期間とする。</p> <p>(1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間を償還期間とする。</p> <p>(1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年（当該者が森林経営管理法（平成30年法律第35号）<u>第37条第4項に規定する林業経営者である場合にあつては</u> <u>15年</u>）以内（3年以内の据置期間を含む。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。